

令和元年6月21日現在

機関番号：37105

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K21490

研究課題名（和文）法律相談論の効果と実効化条件：法理論と適用実践の相互影響過程に関する実証的研究

研究課題名（英文）A study on the Impact of the "Client-centered" approach to Lawyering in Law practices

研究代表者

山田 恵子 (YAMADA, KEIKO)

西南学院大学・法学部・准教授

研究者番号：80615063

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、相談者中心型の法律相談論が法実務全般に及ぼしたインパクトを明らかにすることを目的として、当該理論を適用する法実務家を対象にヒアリング調査を実施した。

その結果、相談者中心型の法律相談論が法実務の規範的・手続的側面に大きな影響を与えていることが明らかとなった。また、当該理論が一般市民と法実務家間の関係に「意図せざる効果」をもたらす危険性があることも示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第1に、本研究は相談者中心型の法律相談論が法実務に与えたインパクトを解析するとともに、当該インパクトを解明するための方法論的基準を示した。この点において、本研究成果は「法理論の再帰的検証」という一般理論的問題に一定の貢献をなすものであって、学術的意義を有する。

第2に、本研究は上述の法律相談論を理論的水準で検証するのではなく、そのインパクトを経験的データの水準で取りあげ、当該理論が法実務において実効的な指針となりうるための具体的知見を提示した。この点において、本研究成果は一般市民と法実務家間の真に機能的なコミュニケーション・プロセスの構築に寄与するものであって、社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to elucidate the changes in law practices which were brought about by the introduction and the adaptation of a "client-centered" approach to lawyering. For this purpose, this study utilizes in-depth interview with legal professionals who consciously adopt this approach to lawyering.

By this research method, this study make it clear those changes brought about by the adaptation of that approach are very large in several aspects, and that it may have unintended effects on the relationship between clients and legal professionals.

研究分野：法社会学

キーワード：法律相談 法理論のインパクト 法律専門職 法的コミュニケーション エスノメソドロジー

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1)紛争当事者の支援を志向する「相談者中心型の法律相談論(リーガル・カウンセリング論)」は、諸外国においては1980年代より、わが国においては1990年代より理論的に提唱され始め、2013年には法実務家(弁護士)を中心メンバーとした「日本リーガル・カウンセリング学会」が設立されるなど、近年、理論的にも実務的にも最新の研究分野として位置付けられる領域である。とりわけわが国では、1990年代後半以降の司法制度諸改革により、法的サービス提供の質・量が拡大し、多くの市民がそれらを利用できるようになった結果、「法律相談」はますます市民にとって身近なものとなった。近時の研究によれば、市民の法的サービスに対する評価形成の大きな要因は、法的知識ではなく法的コミュニケーションの在り方にあるとされており、当事者支援型の法的コミュニケーションの在り方について論じる法律相談論は、社会的にも学術的にも今後さらなる研究が必要な分野である。すなわち、市民にとって法的支援獲得行動の主要部分たる法律相談への評価が高まることは、市民の司法全体への信頼獲得にもつながる可能性があり、とりわけ、弁護士・司法書士の懲戒事例が散見され法実務家への信頼低下が指摘される近時の状況に鑑みれば、法律相談は現代において有意義な研究領域であると考えられる。

(2)ところで、法律相談とその改革に関するこれまでの学術的研究は概ね、法専門家のプロフェッション性を前提とした「情報提供中心型の法律相談論」を検証・批判し、カウンセリング論の思想及び技法を法律相談場面へと適用する方途を提示するものであった。しかしながら、上述のように、近年、相談者中心型の法律相談論が法実務に浸透してきた状況に鑑みるならば、むしろ相談者中心型の法律相談論が「相談者と法実務家間の法的コミュニケーション関係」に与えた「インパクト」を具体的に検証する時機にきており、当該インパクトの検証を基礎として、相談者と法実務家間の法的コミュニケーションの在り方を考察する必要がある。

(3)ところが、以上のような「相談者中心型の法律相談論」のインパクトに焦点を合わせた研究は一切行われていない状況にあった。さらに言えば、より一般的に「法理論」のインパクトに焦点を合わせた研究(理論の再帰的検証)自体がまったく行われていない状況にあった。法社会学における法のインパクト研究が明らかにしてきたように、法が立法者の意図した効果を社会にもたらしていないのだとすれば、法理論もまた、提唱者の意図した効果を社会にもたらしていない可能性がある。つまり、法理論のインパクトもまた、経験的調査を通して解明すべき事象と言い得るのである。にも関わらず、こうした研究については本格的着手がみられず、その方法論的基準に関する議論も尽くされていない状況にあった。その結果、司法における理論と実務の協働は、未だ途上の段階にあったと考えられる。

### 2. 研究の目的

(1)本研究は、上述の状況を踏まえつつ、第1に、相談者中心型の法律相談論が法実務に与えた影響・効果を解明することを目的とする。とくに、法律相談論が法律相談過程のみならず「法実務全般」に与えたインパクトを、当該理論を適用する法実務家へのヒアリング調査により、「規範的側面(法専門家についての役割観念・法曹倫理等の規範的意識)」と「手段的側面(書類作成、手続選択、交渉・ADR・訴訟場面等を含む戦略の在り方)」の両面から検証し、法律相談論の適用前後を通じた法実務の変容過程・構造を明らかにすることを目的とする。

(2)そして、第2に、相談者中心型の法律相談論とその適用効果を検証することで、法社会学理論と法実務の相互影響関係を観察し、法律相談論に限らずより一般的に、法理論の再帰的検証に関する方法論的基準についての手掛りを得ることもまた、本研究の目的とするところである。

(3)すなわち、本研究は、相談者中心型の法律相談論という特定のタイプの法社会学理論のインパクトの実証的解明と、その成果を踏まえた法社会学理論の再帰的検証にかかる方法論への寄与を目的とするものである。

### 3. 研究の方法

本研究は、次の3段階で実施した。

(1)第1に、相談者中心型の法律相談論を学習・適用する法実務家を対象として半構造化の定性的ヒアリング調査を実施し、当該理論の学習・適用が法実務の「手段的側面(書類作成、手続選択、交渉・ADR・訴訟場面等を含む戦略の在り方)」に与えたインパクトを分析した。分析にあたっては、相談者中心型の法律相談論についての各法実務家の解釈自体が当該影響を測定するうえで重要になるとの認識に至り、法律相談論の解釈と当該理論の実務への影響の相関関係を抽出する作業を行った。

(2)第2に、上述の経験的作業と並行して、2000年代以降に公刊された「法曹倫理」に関する国内外の文献を渉猟し、法曹倫理の「語られ方」の変遷について言説分析を行った。これにより、相談者中心型の法律相談論が法曹倫理(法実務の規範的側面)に与えた影響を解析した。さらに当該影響を consumerism の観点から捉え直すなど、一定の理論的研究に従事した。

(3)第3に、本研究の基盤となるべき方法論（法理論の再帰的検証に関する方法論）として、どのようなものがありうるかを文献研究により探索した。具体的には、法のインパクトに関する法社会学的研究や知識社会学、社会調査論等の文献を読み進めた。結果、エスノメソドロジーを「相談者中心型法律相談論」のインパクトを検証するさいに応用できると考えるに至り、当該方法論が理論の再帰的検証にかかる基盤となりうるかにつき試論的考察を試みた。

#### 4. 研究成果

(1)本研究の主たる成果は、エスノメソドロジーが法理論の再帰的検証にかかる方法論的基盤になりうる可能性について予備的分析を行ったことを除けば、「相談者中心型の法律相談論」を適用する法実務家を対象に行ったヒアリング調査のデータを用いて、当該理論が法実務全般に与える影響を実証的に明らかにしたこと、2000年代以降に公刊された法曹倫理に関するテキスト分析によって、当該理論が法曹倫理（法実務の規範的側面）に与える影響を理論的に解析したことである。

(2)まず、相談者中心型の法律相談論が法実務全般に与える影響については、当該理論が法的な手続的・実体的選択肢を豊饒化させ、当事者・法実務家・関係者間の「相互行為過程」を豊饒化させるインパクトをもつことが明らかとなった。具体的には以下の3つのインパクトが抽出された【表1】。

第1に、相談者中心型の法律相談論を学習した法実務家は、法実務全般において相談者の「話を聴く」姿勢を重視するようになる。当該姿勢の帰結として、法律相談における法実務家と相談者の協働過程ないし相談者が自分自身で問題に気づく過程が促進される。第2に、相談者中心型の法律相談論の「理念」を重視する法実務家は、「相談者の主体性を尊重する」「よりよい解決を目指す」等の規範意識を、基礎的構えの次元で修得する。結果、かかる理念は、法律相談過程以外の相互行為過程（訴訟・交渉過程）においても活用され（手続的選択肢の豊饒化）、法実務家は、党派的役割ではなく中立的（交渉的）役割を担うようになる。第3に、相談者中心型の法律相談論の「技法」（ペーシング／共感／要約／傾聴／IPI分析等の個別スキル）を重視する法実務家は、相談者の抱える紛争を法的次元に限定せず、複合的・将来的に把握する志向を有するようになる。その結果、法的支援のみならずより関係的・社会的な支援を実践し（法専門家関与の広範化）実体的選択肢を豊饒化させる（具体的には、債務整理を依頼された場合に生活保護申請を行なう、相続登記を依頼された場合に任意後見契約を締結するなどである）。

【表1 相談者中心型法律相談のインパクト】

重視する側面	姿勢の重視	理念の重視 主体性 協働性・関係性	技法の重視 当事者の感情・ニーズ 紛争の複合性・将来性
位相	行為	基礎的構え	スキル
インパクト	・法実務家と相談者の協働過程の促進 ・相談者が自分で気付く過程の促進	・適用範囲の広範化 ・適用対象者の広範化 ・法専門家役割の転換 ・手続的選択肢の豊饒化	・適用範囲の広範化 ・スキルの微分化 ・法専門家関与の広範化 ・実体的選択肢の豊饒化

もっとも、調査分析の結果、以上のようなインパクトが法実務家間において必ずしも均一的・斉一的ではないことが判明した。特に注意を要する点は、次の2点である。第1に、相談者中心型の法律相談論の法的諸実践における位置づけや影響の理解については、法実務家間でかなりのバリエーションがみられる。まず前者（位置づけ）については、相談者中心型の法律相談論の実践を法的プラクティスにとって「基礎的」なものとするか「付加的」なものとするかの相違が見られた。次に後者（影響）については、法実務家の諸実践を当該理論に適合的な形に変化させることで、相談者に満足・よりよい解決等の具体的利益を付随的には法実務家にも具体的利益をもたらすことを当該理論の影響とみる「変革的理解」と、当該理論に適合的な自己の抱く法的実践のイメージを支援・強化し、以て当該理論に適合的な実践を推進することを当該理論の影響とみる「再帰的理解」と、当該理論に適合的な実践を正解のない／終わりのない過程として捕捉する見方自体を促すことを当該理論の影響とみる「反照的理解」の相違がみられた。これらの事実は、相談者中心型の法律相談論がランダムな知識の集積として修得されるのではなく、各法実務家の認識枠組を介していくつかの再解釈を構成していることを示唆する。このように、当該理論についての異なる理解と法的実践がいかなるレリヴァンスを有するかについての検証は、今後の課題である。

第2に、相談者中心型の法律相談論は法実務家に対して必ずしも権威的準則としての機能を果たしていない。例えば、相談者中心型の法律相談論の技法が理論は放棄されることなく事案・相談者に応じて柔軟に適用されうること、当該理論が技法は放棄されることなく法実務の文脈に応じて修正されうること、当該理論も技法も適宜、修正・放棄さ

れうることがヒアリング調査結果から示唆されている。相談者中心型の法律相談論が法実践に果たす機能は、当該理論の使用・修正・非使用が達成される相互行為場面において、その機序とともに解明される必要があり、この点もまた、今後の重要な研究課題である。

(3)次に、相談者中心型の法律相談論が法曹倫理に与えた影響についてはまず、2000年代以降に公刊された法曹倫理のテキストを対象に、法曹倫理の内容に関する形式的な特徴を整理することにした。テキストの分析結果から、法曹倫理については、法曹倫理を法曹の役割規範の実現手段とみなす「規範型」、法曹倫理を現実に生じた法実務家の過誤(規範の違反)の反転として捕捉・整序する「失敗回避型」、法曹倫理を依頼者(市民)との相互作用において生じるトラブルの反転として記述する「トラブル回避型」、法曹倫理問題を不可避免的に生じるリスク問題に置換したうえで、法曹倫理をリスク管理として記述する「リスク管理型」、以上の4つの類型が抽出された。そして、かかるテキストの言説分析の結果、「相談者中心型の法律相談」を理念とする法実務家は専ら、法曹倫理を「トラブル回避型」として観念していることが判明した。これは、相談者中心型の法律相談論が、法曹倫理を「社会正義の実現」「法曹倫理規定」等の観点からでなく、「依頼者(市民)の満足」の観点から措定するように促すインパクトをもつことを意味するものである。かくして、当該理論が法実務家の規範的意識に影響を与えているものであることが明らかとなった。

なお、本分析の過程において、法曹倫理の類型から類型への変遷には、consumerismの理論的浸透が密接に関連しており、当該浸透によって、相談者中心型の法律相談論もまた「法曹倫理」に関する倫理的・自省的コミュニケーションを阻害する危険性がある、との知見を得た。この点は、法社会学における弁護士役割の議論において当該理論が「関係志向モデル」の下で理解されてきたのに対し、むしろ「法サービス・モデル」に位置づけられる可能性を示唆するものであり、従来の弁護士役割論の研究の一つの知見を付加したものであると言い得る。もっとも、いかなる条件の下で、当該理論が関係志向モデルないし法サービス・モデルを促進/阻害するののかについては、今後の更なる研究が必要である。

(4)最後に、法理論の再帰的検証にかかる方法論的基準についてはまず、エスノメソドロジーとそれ以外の方法論との差異を概念的に整理した。具体的には、エスノメソドロジーと行動主義、主意主義、シンボリック相互作用論、言説分析との比較を通して、エスノメソドロジーの特徴が、独立変数・従属変数としての法ではなく、法的行為それ自体(の理解可能性)を研究主題とすること、また法的行為を観察者の立場から「見過ぎる」ことなく当事者の内在的視点に即して「見る=学習する」方法を採用することにある、との知見を得た。すなわち、エスノメソドロジーは、当事者の状況依存的かつ継続的な「方法的達成としての法」の記述を産出する。そして、このような特徴を具備するエスノメソドロジーを上述のヒアリング調査の分析で試験的に活用することにより、エスノメソドロジーが、「法律相談論を適用する法実務家の法的行為」を法実務家の内在的視点から検証することを可能にせしめるのみならず、「法理論の再帰的検証」というより一般的な方法論として応用可能であることを予備的に示した。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計5件)

山田恵子、法社会学(特集 2018年学界回顧)、法律時報、査読無、90巻13号、2018、213-222

山田恵子、書評「李庸吉『医療紛争の法的分析と解決システム』(晃洋書房・2016年)」、法社会学、査読無、84号、2018、293-299

山田恵子、法社会学(特集 2017年学界回顧)、法律時報、査読無、89巻13号、2017、214-222

山田恵子、エスノメソドロジー・会話分析は法をどう見るのか、法社会学、査読無、83号、2017、132-141

山田恵子、法社会学(特集 2016年学界回顧)、法律時報、査読無、88巻13号、2016、212-220

### 〔学会発表〕(計1件)

山田恵子、エスノメソドロジー/会話分析は法をどう見るのか、日本法社会学会、2016年5月29日、立命館大学(京都府京都市)

### 〔図書〕(計3件)

山田恵子、江口厚仁、林田幸広、吉岡剛彦他、境界線上の法/主体:屈託のある正義へ、ナカニシヤ出版、2019、299(65-90)

山田恵子、西田英一、山本顯治他、振舞いとしての知:法と臨床の法社会学、法律文化社、2016、297(151-172)

山田恵子、阿部昌樹、和田仁孝他、新入生のためのリーガル・トピック 50、法律文化社、2016、147(132-133)

〔産業財産権〕  
出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。